所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告　東大阪

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第１５号）第１７条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和８年１１月５日

大阪法務局東大阪支局

登記官　永野　治

記

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項
第１２２０－２０２６－００４５号	大阪府東大阪市中野一丁目５６３番
第１２２０－２０２６－００４６号	大阪府東大阪市中野一丁目５７１番